

1. 日時 平成 31 年 2 月 28 日(木) 午後 7 時 20 分から 9 時 20 分
2. 場所 文化パーク城陽 ふれあいホール(西館 2 階)
3. 内容 講演「スポーツ界のハラスメント
ー学校スポーツ・競技団体・オリンピックから考える」
講師 同志社大学 政策学部 政策学科 教授 川井 圭司氏

4. 概要

- (1) ハラスメントとは、「優位性」を背景にして身体的・精神的・性的苦痛を与えることであり、体罰／暴力・パワハラ・セクハラがある。
- (2) 体罰とは、教師が生徒に対し、肉体の苦痛を与える行為を指し、明治時代(1879 年)から明確に禁止されている。
- (3) パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- (4) セクハラとは、本人の意図に関わらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動。
- (5) 責任には、以下の 5 種類があり、スポーツにおいては、ルール上、許される行為については、たとえ、ケガさせても(場合によって死に至ったとしても)違法にはならない。

<責任(制裁)の種類> (責任が重い→軽いの順)

- ① 刑事責任：犯罪者が国家に対して負う責任(死刑・懲役・禁固・罰金)
- ② 民事責任：加害者が被害者に対して負う賠償責任(損害賠償)
- ③ 社会的責任：地位に対して負う責任(解雇、解任、辞任、退学、資格はく奪…)
- ④ 競技上の責任：競技に対して負う責任(ペナルティ、退場、出場停止、永久追放…)
- ⑤ 道義的責任：人として追う責任(反省、謝罪…)

5. 所感

今回、日大アメフト部の話への関心もあり、参加してみました。講師によると、上記(5)のとおり、今回の件では、監督・コーチに対して、明確に刑事責任を問えるような証拠は無いので、不起訴になったのは妥当だという話でした。

いろいろな話をお聞きしましたが、一番興味を惹かれたのは、日米の(学校における)体罰の考え方の違いでした。日本では、法律で明確に禁止しているにもかかわらず、「ここまでは体罰じゃない、これは体罰」という基準を明確にしていないので、事実上、体罰を容認しているし、世論調査でも是認している人が多い。

アメリカでは、50 州中、31 州で(公立学校では)体罰禁止。調査でも 70%の人が教師の体罰をする権利を認めない。ただし、「授業中の児童・生徒の態度に対して最も責任を負うものは誰か?」の回答は、生徒:35%、親:44%であり、教師と回答したのは 8%のみ。つまり、教師にしつければ期待しておらず、教科を教えるのが仕事だ、と認識している人が多数なのです。もちろん、しつければ期待して学校に行かせるのなら、そのような方針の私立学校に、親の責任で通わせる、という選択肢があります。

やはり、専門家の話を聞くと、いろいろと新しい視点に気づかせてもらえるなあと感心した次第です。

以上